

愛知県の融資制度 (2021(令和3)年4月1日現在)

制度名	小規模企業等振興資金		一般事業資金	中小企業組織強化資金	経済環境適応資金	
	通常資金	小口資金 【責任共有制度対象外】			再生・事業承継支援資金	
					再生 【一部責任共有制度対象外】	事業承継
融資対象者	従業員数が50人(商業・サービス業は30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	従業員数が20人(商業・サービス業 <sup>注</sup> は5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等 (注: 宿泊業及び娯楽業は20人)	中小企業者	(株)商工組合中央金庫(以下、「商工中金」)の融資対象資格がある組合	経営サポート会議等の支援を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者(国の全国統一制度である「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象)	(1) 事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 (2) 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 (3) 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者、その代表者又は事業を営んでいない個人 (4) 融資対象(1)～(3)のいずれかに該当し、あいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けた者 (5) 事業承継の段階における資金調達にあたり、経営者を含めて保証人を不要とする取扱いを希望する者のうち、別に定める申込人資格要件に該当する者(国の全国統一制度である「事業承継特別保証」の対象)
認定等(相談先)	—		—	—	県信用保証協会、再生支援協議会等	(3)(4) 県中小企業金融課、(5)の一部: 経営者保証コーディネーター
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 5,000万円	設備資金・運転資金 2,000万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が2,000万円以内であること。)	設備資金・運転資金 2億円	運転資金 3億円 (転貸の場合は1組合員3,000万円)	設備資金・運転資金 2億8,000万円	設備資金・運転資金 2億8,000万円
融資期間・利率 ※個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、1年以内の据置可能。	3年 年1.3% 5年 年1.4% 7年 年1.5% 10年 年1.6% (設備のみ)	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3% 10年 年1.4% (設備のみ)	1年 年1.3%以内(運転のみ) 3年 年1.4% 5年 年1.5% 7年 年1.6% 10年 年1.7% (設備のみ)	1年 商工中金所定	10年 年1.5% 13年 年1.6% 15年 年1.7% (据置期間: 1年以内※) ※感染症対応型の場合、5年以内	3年 年1.2(1.0)%以内 5年 年1.3(1.1)%以内 7年 年1.4(1.2)%以内 10年 年1.5(1.3)%以内(設備のみ) (融資対象者(4)又は(5)の場合は()内の利率)
担保・保証人	保証協会所定		保証協会所定	商工中金所定	保証協会所定	保証協会所定又は金融機関所定(融資対象者(5)の場合は保証人不要)
信用保証	要		要	—	要	選択(融資対象者(5)の場合は要)

制度名	経済環境適応資金(パワーアップ資金は、別紙をご覧ください)							
	サポート資金							創業等支援資金 【責任共有制度対象外】
	セーフティネット	経営あんしん	経済対策特別 (2022年3月31日まで)	条件変更改善	短期	大規模危機対応 【責任共有制度対象外】	経営改善等支援 【一部責任共有制度対象外】	協調推進枠
融資対象者	全国的に業況が悪化している業種を営み売上げが減少している企業など、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定を受けた特定中小企業者  (第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合) 【責任共有制度対象外】	(1) 最近3か月間の月平均売上高(建設業にあっては、完成工事高。以下同じ。)が、前年同期の月平均売上高に比べて3%以上減少している中小企業者(2022年3月31日まで) (2) 県認定倒産事業者に対して売掛金等の債権が50万円以上ある中小企業者又は県認定倒産事業者との取引額が全取引額の20%以上の中小企業者	最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期又は2年前同期の月平均売上高総利益額に比べて3%以上減少している中小企業者 (注) 売上高総利益額 = 売上高 - 売上原価	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 (国の全国統一制度である「条件変更改善型借換保証」の対象)	一時的な資金を必要とする中小企業者(法人については、流動比率又は当座比率が100%以下であること)	中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じたことにより、国が発動した中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた特例中小企業者	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少(※)し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者 (国の全国統一制度である「伴走支援型特別保証」の対象)  (※ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号又は第6項の認定(売上高減少率が15%以上であることが必要))	(株)日本政策金融公庫との協調融資  次のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ① 事業を営んでいない個人が、1か月(6か月※)以内に個人で又は2か月(6か月※)以内に会社を設立し、事業を開始すること ※ 認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合 ② 中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ③ 事業を営んでいない個人が、個人又は会社で事業を開始後5年を経過していないこと ④ 会社が設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過していないこと ⑤ 再チャレンジを図るために、再挑戦支援保証を利用する者 ⑥ 融資対象①～⑤のいずれかに該当し、県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者 ■ 他にクラウドファンディング活用促進枠(連携融資)有り
認定等(相談先)	各市町村商工担当課	取扱金融機関等	取扱金融機関	金融機関又は認定経営革新等支援機関	取扱金融機関	各市町村商工担当課	各市町村商工担当課	⑥の場合: 県スタートアップ推進課
資金使途・融資限度額	設備資金・運転資金 8,000万円	運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 1億円	設備資金・運転資金 2億8,000万円	運転資金 3,000万円	設備資金・運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 4,000万円	設備資金・運転資金 3,500万円 (融資対象者①の場合で、2,000万円を超過する金額については自己資金の範囲内)
融資期間・利率 ※個別に定めている資金以外は、融資期間1年を除き、原則として1年以内の据置可能。	3年 年1.2(1.1)% 5年 年1.3(1.2)% 7年 年1.4(1.3)% 10年 年1.5(1.4)% 融資対象者のうち第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた場合は()内の利率	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4%	3年 年1.2% 5年 年1.3% 7年 年1.4% 10年 年1.5%	10年 年1.5% 13年 年1.6% 15年 年1.7% (据置期間: 借換資金以外の事業資金を含む場合は2年以内)	1年 金融機関所定	3年 年1.1% 5年 年1.2% 7年 年1.3% 10年 年1.4%	3年 年1.1%以内 5年 年1.2%以内 7年 年1.3%以内 10年 年1.4%以内 (据置期間: 5年以内)	3年 年0.8%(0.5%) 5年 年0.9%(0.6%) 7年 年1.0%(0.7%) 10年 年1.1%(0.8%)(設備のみ)  (融資対象者⑥の場合は()内の利率) (据置期間: 設備資金の3年は1年以内、5年、7年は2年以内、10年は3年以内、運転資金は1年以内)
担保・保証人	保証協会所定			保証協会所定 又は金融機関所定	保証協会所定			保証協会所定
信用保証	要			選択	要			要

☆ このほか、大規模災害時においては、小規模企業等振興資金 災害復旧資金など、災害により損失を受けた中小企業者向けの融資も実施します。<中小企業金融課のWebページ<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>もご覧ください。>